氏　　名	加　藤　詩　乃
学位(専攻分野)	博士（比較芸術学）
学 位 記 番 号	博比芸甲　第１号
学位授与の日付	2019年３月25日
学位授与の要件	学位規則（昭和28年４月１日文部省令第９号） 第４条第１項該当
学 位 論 文 題 目	空海の書風の成立とその継承
論 文 審 査 委 員	主　査　教　授　　津　田　徹　英 副　査　教　授　　高　橋　達　史 副　査　准教授　　出　光　佐千子 副　査　慶應義塾大学附属研究所斯道文庫准教授 高　橋　悠　介

論 文 の 内 容 の 要 旨

加　藤　詩　乃

本論は、空海の書風を分析し、中国や奈良時代の書風を基盤とした書風形成から空海独自の書風（＝空海風）が成立する過程、そしてその書風が空海以後どのように変容しながら継承されたのかについて考察するものである。

これまでの書道史における空海研究では、その多くが真筆か否かの問題に始終してきた。空海筆と伝わる書は数多く、また何よりも多様な書風を有することから、真筆と別筆の問題に多くの関心が集められてきたのである。現在知り得る大方の空海の書の全容が把握されつつある今、次に求められるのは、空海の多様な書が誕生した経緯であると考える。空海の書風形成の過程を明確に捉え、空海の書論と併せて読み解くことが、書家としての空海の本質を見極めることに繋がるのではないだろうか。

また、空海の書の研究に対し、空海以降にその書風を継承した者については、これまであまり総合的に研究されることがなかった。空海の書風や能書家としての空海像が後世まで長く受容されてきた様相を、実際にそれらの書の造形的特徴から捉えていく必要があるだろう。

以上のような研究の現状を踏まえ、本論では空海の書風の成立とその継承を本論の

主題とする。あわせて、①空海以前の書道史の見直し、②空海の雑体書法の全容、③美術史における書道史研究のあり方について全体の課題とした。

本論で得られた結果は以下の通りである。

①空海以前の書道史の見直し

従来、空海以前の作例については、文献資料として扱われることはあっても、書道史的な考察の対象となるのは一部の限られた作例のみであった。しかし、空海の書から、奈良時代以来の伝統と空海独自の書表現を読み取るためには、空海の書に至るまでの、奈良時代の書道史を改めて見直す必要がある。

第一部では、『金剛場陀羅尼経』『和銅経』、そして『正倉院文書』の書風を中心に、七世紀後半～八世紀の書道史を概観した。その結果、これまでの書道史では、六朝風から隋唐風へという解釈に留まっていたが、実際のところ、七世紀後半は、中国・朝鮮半島のさまざまな時代、地域の書風が雑多に受容されており、八世紀初頭にいたっても古様なものから則天武后期にあたる最新書法まで、新旧さまざまな書風が伝わっていたことが浮かびあがる。『正倉院文書』の書跡からは、王羲之や初唐の書家、盛唐以降の書風、中国の漢籍や写経の書風を学んでいた様子が窺えた。しかし、それらの受容は完全なる模倣ではなく、奈良時代の人々の解釈によって変容した、日本風化した書法や紙面構成となっていた。

また、僧侶の書には写経生の書と比べて格段に個性的なものが多く、この頃から、僧侶のあいだでは書が自らの個性を表すための一つの手段となっていた可能性が指摘できよう。特に、最新の大陸の文化を伝えた奈良時代の渡来僧やその弟子たちの書は、写経生らの関心をも集めていたことが想定され、僧侶らの書が奈良時代の書に与えた影響も重要視されるべきである。こうした状況から、奈良時代にはすでに空海が誕生する下地が十分に培われていたとみてよいであろう。

②空海の雑体書法の全容について

これまでの空海の雑体書に関する研究は、その由来を中国の書論や作例に求めてきた。しかし、実際のところ、空海の雑体書については空海による独自性も大きいようにも考える。その観点から、雑体書を本論の主題である空海風の要として捉え、空海の書全体に立ち返って、空海の雑体書法の全容を捉えていくことを課題とした。

空海の雑体書法は、奈良時代以来の伝統として継承したものと入唐して得てきたも

のに分けることができ、さらにそれらを構成する要素として、①象形的な書法、②草書を簡略化（記号化）した字形、③篆隷書を取り入れた字形があり、それぞれの含まれる割合によって作風を大きく変えている。

また、空海が多様な雑体書を用いていたのは、さまざまな書体を混在させることを重要視していたからであると推測されるが、同様の特徴をもった先行例として、特に北斉・北周時代の僧安道壹等による刻経事業を取り上げた。仏教と雑体書の関係は古くから存在し、空海の書法や思想もそうした歴史を踏まえた可能性が考えられるであろう。

空海の書論から雑体書に対する思想を読み解くと、雑体書に対して、理想の政治や治世の象徴として、あるいは真言密教と鎮護国家のイメージを伝える手段として重要視しており、護国思想と結びつくものである。これを別の視点から述べるならば、空海にとって雑体書は、真言密教の思想を図示するための一つのツールであったともいえよう。「真言七祖像」の「善無畏」「金剛智」の名号の一部が左右対称の筆遣いとなっていること、各祖師の行状文の書風が雑体書法のヴァリエーションによって書き分けられていることなどからは、視覚的なイメージによって各祖師の性格を伝えていたと推測される。特に、嵯峨天皇に対しては、雑体書を通して、真言密教の思想によって理想的な世が導かれるイメージを伝えていたとみられる。

③美術史における書道史研究のあり方

近代以降、実際の空海の書から乖離していた大師流とそこに反発するあまりに卒意の書こそ本質なのだとする学者の対立関係が続くなか、文化財保護、印刷や写真の技術向上、古筆学研究が進むにつれ、徐々に伝説上の空海と現実の空海を分別しようという動きが現れてきた。そして、近現代には書家の鑑識眼にたより過ぎた感覚論から脱却しようと、具体的な遺墨との比較考察からその真偽や系統を分析するようになった。しかし、書道史研究は今もなお、前時代の感覚論によった研究成果に囚われすぎており、あるいは実技の書道文化において教科書的な教育が固持されてきたなかで、新たな様式論が生まれ難い状況にある。今後、書の研究を発展させるためには、書の造形を客観的に捉え、これを分析して様式を読み取っていく美術史の研究手法論をもってアプローチしていかなければ新たな展開は望めないであろう。

本論は、こうした問題意識のもとに、空海の書を造形する要素を考察し、客観的に文字のかたち（象形）を比較研究したうえで、空海の多様な書が成立した経緯を示し

た。その過程で空海本人や空海を信仰する人々によって作られてきた「空海風」という様式を見出し、その書風が各々の時代にあってそこに生み出されることとなった空海像がどのようなものであり、どういった役割を果たしたのかについて見通しを述べるものである。

審 査 の 結 果 の 要 旨

日本書道史に能書家として確固たる位置を占める空海は、書道史上の巨星として扱われる傾向にあった。もちろん空海が遺した数々の書は、彼が能書家であったことを頷かせるに十分である。しかしながら、これまでの空海の書風研究では、上述の評価のもと、その書が特別視されており、そのため、空海の書風がどのような前史を踏まえて出現をみたかということについては十分な検証がなされてきたとは言い難い。また、空海の書風が同時代はもとより以後の時代において、どのように受容され展開をみたかということについても跡付けられていない。

「空海の書風の成立とその継承」と題する加藤詩乃氏の学位申請論文は、この現状に一石を投ずべく立論されたものである。論文では改めて中国における書法やこれを基盤として展開を遂げた奈良時代の僧侶・官吏の書風をその遺例により俯瞰し、空海出現前史としてのわが国の書のありようを検討しつつ、空海独自の書風（空海風）が成立してゆく胎動をそこに認めようとする。そして、これを踏まえて空海の書風についての検討を行う。ちなみに空海の書というとき、著名な『風信帖』や『灌頂暦名』、『三十帖冊子』に目を奪われてしまうが、それらの影になってこれまで等閑視されてきたのが空海の「雑体書法」である。この「雑体書法」とは文字を構成する字画の端々に認められる「龍爪」・「虎爪」・「垂露」・「懸針」・「鳥書」・「蠆尾書」などと呼ばれる象形的字形に加えて、篆書風の字形、あるいは、隷書風の字形を取り混ぜた書き振りをいう。加藤詩乃氏は、この「雑体書法」が奈良時代の書の遺例中に既に認められること、そして何よりも空海入唐以前の成立である『聾瞽指帰』においてそれが認められる事実に着目し、空海の書風の基盤に「雑体書法」があったことを指摘する。そして、空海入唐留学中に伝法の証として師・恵果から受け継ぎ、これをもとに自らが日本において監修し祖師幅を増補してなった東寺所蔵の国宝「真言七祖像」において、画中に祖師の行状を記す際に「雑体書法」をもって書かれていたことに着目し、空海における「雑体書法」が密教奥義の継承の表象たり得たことを指摘するとともに、空海にとって格別な意味を持っていたとの所見を提示する。あわせて、空海の「雑体書

法」が同時代の嵯峨天皇をはじめとして、以後、ことに中世・近世にあっては大師（空海）仰讃を背景に宗門にとどまらず広く受容され、展開をみたことを論じている。具体的な論文構成は以下の通りである。

序章
第一部　空海誕生以前の日本の書風
　第一章　飛鳥・奈良時代の写経
　第二章　正倉院文書にみる官吏の書風
第二部　空海風の成立
　第一章　『聾瞽指帰』―空海の書風形成―
　第二章　草書体の変遷　―『三十帖冊子』と『金剛般若経開題』を中心として―
　第三章　東寺所蔵『真言七祖像』の再検討
　　―その名号及び行状文の執筆者をめぐる問題について―
　第四章　空海の雑体書　―空海風の成立―
　第五章　嵯峨天皇と書　―空海の書道観と嵯峨天皇の書表現について―
第三部　空海風の継承と変容
　第一章　空海風と弘法大師信仰
　第二章　『麒麟抄』の成立についての試論
終章　―空海と書道史研究―

論文の概要

序章では、空海の書風研究において、空海出現前夜における書道界の動向を典型遺例において眺める必要性を説く。というのも空海その人の書風が突如として顕現をみたのではなく、この前史を承けてのことであるという認識に立つからである。これを踏まえて空海の書風を遺例から検討し、その過程で空海の「雑体書法」に着目する。そして、この「雑体書法」の受容は同時代の嵯峨天皇はもとより、ことに以後、中世から近世に及んでは、空海すなわち弘法大師仰讃を背景に、継承と展開がなされたことを概観しつつ、空海の「雑体書法」とその受容に関する体系的研究の重要性に及んでいる。

この序章で示された問題意識のもと、第一部は、空海出現前夜の日本書道における筆様のありようを把握することに努める。第一章では飛鳥・奈良時代の写経遺例に目

を向け、わが国現存最古級の写経である天武天皇十五年（686）の『金剛場陀羅尼経』の書風に中国・初唐の書家である欧陽詢（577〜641）の、最新・最高水準の書風の受容を認める。一方、これに次ぐ和銅五年（712）に長屋王が発願し写経が行われた『大般若波羅蜜多経』（いわゆる「和銅経」）は、写経所という組織・機構が急速に整備されて行く時期のまとまった写経群であり、その写経群に中国・則天武后期（690〜705）の書風とともに、隋風が含まれることを確認する。すなわち、写経界においては最新の唐風の受容を示すものから、それ以前の隋風の名残をとどめるものまで多種多様な書風が写経の書風として受容がなされていたことを確認する。第二章では正倉院に伝えられた公文書類にあらわれた官吏たちが日常的に用いた筆法ならびにその書風を概観し、そこに王羲之、智永、欧陽詢、褚遂良、李邕といった中国書家たちの書風、あるいは、中国の漢籍（例えば石山寺所蔵の『史記』など）に由来する書風など、それらを官人たちがそれぞれ独自に受容していたことを確認する。そのなかで見過ごせないのは、官人たちが学んだ智永の『真草千字文』のなかに鳥書などの「雑体書法」があらわれていることである。そして、加藤詩乃氏は、この「雑体書法」の範疇に属する筆法が、空海の書に先行して確かに奈良時代の書に受容がなされていたことに注意を促している。

第二部では、空海の確実な代表遺例を分析してゆく。第一章では空海の書の出発点ともいえる入唐以前の執筆になる『聾瞽指帰』を取り上げ、楷・行・草それぞれのうちに王羲之の書風を認めるとともに、その書風は奈良時代の写経や「正倉院文書」の延長上にあり、ことに草書については、空海はいまだ習得段階にあったことを指摘する。あわせて、この『聾瞽指帰』のなかには既に「雑体書法」が現れていたことに着目する。第二章では、主として入唐中になった『三十帖冊子』のなかの空海の筆跡、および、帰朝後の弘仁四年（812）の成立とみられる『金剛般若経開題』を順次考察の対象として眺め、入唐留学時から帰朝後に至って草書体の理解に深化があったことを指摘する。その深化は「狂草」とされる極端に崩した書風に端的にあらわれているが、「狂草」の書と評価される小野道風（896〜966）の『三体白氏』にみる草書や、『玉泉帖』、藤原佐理（944〜998）の『恩命帖』に先行して認められることも見過ごせない。しかも、空海の草書は、「雑体書法」との併用あるいは融合により独自の草書表現にまで昇華されていた。そのことを第三章で考察の対象とした京都・東寺所蔵の国宝「真言七祖像」の各幅に描かれた祖師に対応する事蹟をまとめ記した行状文に指摘し、また各幅の祖師名号にみる刷毛で書いたような「飛白体」とともに、表象としてのそれ

らの書風・書体が真言密教独自の祖師仰讃と結びついていたことを明らかにする。ちなみに、この「真言七祖像」の各祖師幅に付された行状文・名号の筆跡・運筆を丁寧に検証することで、それらのすべてが空海の手になったものではなく、『高野雑筆集』の空海遺文の解読を通じ、空海の懇望にもとづき嵯峨天皇が空海の書風を学びつつ揮毫したものが含まれるであろうことを推定する。第四章では空海が「真言七祖像」への揮毫に際して「雑体書法」を取り込んだ独自の書風をもって臨んだことの意義を、中国における「雑体書法」の仏教界での受容のありようを踏まえて論じる。第五章では空海の書に対する考え方（書道観）が、「真言七祖像」への揮毫を通じ嵯峨天皇の書表現に及んでいることを指摘する。

第三部は、空海の書風が以後にあってどのように継承されてきたのかを確認しつつ、その展開に際して付与されていた新たな意味付けの実態に及ぶ。すなわち第一章では空海の時代から江戸時代に至るまで、各時代の空海風とされる書の作例をとりあげ、その象形的特徴を眺めながら、弘法大師仰讃を背景に空海風と認知された書風・筆法がどのようなものであり、しかも、時代とともにどのような変容を遂げていたか、さらにはその変容を促し得たものが何であったかについて考察をめぐらす。第二章では、この変容を遂げてゆく空海の書風について、ことに中世にあってはそこに何を見出そうとしたのか、その実態を南北朝時代（14世紀）に成立した『麒麟抄』における空海の「雑体書法」に関する記述のうちに、道釈思想や「中世日本紀」世界の導入がなされていたことに及ぶ。あわせて『麒麟抄』に付された奥書識語を手がかりに、その成立が高野山の金剛三昧院の周辺においてであったことを浮かびあがらせる。

かくして、終章では三部を通じて明かに成し得たこと、すなわち、空海の書風を分析し、それが中国書法や奈良時代の書風を基盤としたこと、そして、この基盤に立って空海独自の書風（＝空海風）が成立した、その過程、さらには以降の空海書風の継承にあって、かの「雑体書法」こそが、大師仰讃を背景にして能書家・空海の書風を示すものと認識されていたことについて総括する。加えて、近世に至るまで空海の書風を示すと認知されてきた「雑体書法」が、明治以降、急速に空海の書風研究の対象から外されて顧みられることがなくなってしまったことに及び、近代以降の空海の書の研究の動向と評価を検証しつつ、空海の「雑体書法」にもとづく書風が遊戯の書と認識されることで次第に退けられ、一方で、王羲之の書風を受容してなった『風信帖』や『灌頂暦名』、『三十帖冊子』に認められた筆跡に、空海書風の真骨頂を見出し、結果、それらが空海の代表的書として神聖視されるに至った様相を克明にあぶり出して、

改めて本学位申請論文において空海の「雑体書法」を再評価することの意義を述べて擱筆としている。

審査結果

明治十五年（1882）に小山正太郎と岡倉天心の間で交わされた「書は美術ならず」論争以来、今日まで美術史研究のなかにあって作品として「書」が研究対象になることは非常に稀である。それゆえ研究手法についても彫刻・絵画・工芸ほどには美術史研究の一分野として体系化がなされているとは言い難い。そのような実情にあって、加藤詩乃氏はあえて美術史研究の立場から空海の書を作品として扱い、その書風の成立から、その後における書風の受容と展開について意欲的に取り組んだのが本学位申請論文である。

そこでは美術史研究においては常道である様式・技法・作風の検討手法を、書のかたち・筆法・書風の検討に導入し、あくまで美術史研究者の立場から逸脱することなく、空海の書のありようについて、その形成前夜の様相から説き起こし、さらには以後の書風の継承・展開に及んで実証的に解明を行っている。その際、図版の提示のありようについて、それまでの研究では専ら書全体の姿を比較作品の全図と並べ漠然と提示することが多かったが、そのようなことは可能な限り避けている。すなわち、比較対象とする書の文字ひとつひとつを丁寧に切り出し、空海の当該文字と並べて示し、かたち（骨法・筆法）の検討を積み重ねることで所見に客観性を持たせるよう配慮している。この手法も今後の書風研究のありようにおいて、ひとつの有効な研究方法となり得るであろう。

内容にあっては、奈良時代の書風についての検討、それは空海の書が出現するに至る前史として扱うものであるが、これを写経研究の観点から眺めるとき、これまで漠然と隋風あるいは唐風と指摘されてきた根拠を、具体的に個々の文字の特徴に及んで明示したことは、空海の書風研究にとどまらず、奈良時代写経を考える上で極めて有効である。一方、同時代の官人の書風について本格的に研究の俎上に上がることは長らくなかった。加藤詩乃氏は改めて、その検証を試み、正倉院文書に残る公文書類の書風に、唐代能書家たちのさまざまな書風の反映を指摘している。加えて、空海入唐以前になった『聾瞽指帰』の書風に認められる「雑体書法」の先蹤を、官吏たちの手になる書のうちに認めたことも重要な指摘と考える。空海の用いた「雑体書法」が突然、出現をみたのではなく、奈良時代以来の書の伝統を継承する中での出現であった

ことを示して、しかも、その指摘が十分な説得力を持ち得えているのである。ちなみに空海の「雑体書法」は近代以降、文字ならざる象形的表象をともなってあらわされることのために遊戯の書として退けられる傾向にあった。しかしながら、加藤氏は空海による「真言七祖像」への「雑体書法」を用いての揮毫のうちに、密教奥義の継承と発露を示す表象としての意義を見出している。そして、氏が指摘するように、同時代の嵯峨天皇をはじめとして、中世・近世を通じて、この書風が連綿と継承され展開をみていた事実を思えば、空海の書と書風研究において「雑体書法」は、等閑視すべきでない重要事象であることはもはや明白である。加藤詩乃氏の学位申請論文が、空海の「雑体書法」研究の重要性を再認識させたことは、非常に高く評価してよい。

もとより論文の扱う範囲・時代は、空海登場の前史としての奈良時代の僧侶・官吏の書風の検証からはじまり、空海の書風のなかに占める「雑体書法」の検討から、その書風の確立と意義、以後の継承・展開を近世にまで及んで、裾野を拡げて論じている。そのため、幾つかの瑕疵があるのも事実である。

例えば、第一部・第二部に収められた論文が既に単発で発表されたものを改稿してなっているため、どうしても議論に重複箇所が生じてしまっている。また、論文のなかで用いられた重要語彙である「書法」「書道」「書風」の定義を序章で明確に提示するものの、時としてそれらの本文中での使用には揺らぎが認められる。加えて、第二部のなかで改めて空海の書風に占める「雑体書法」の意義とともに、その定義について述べているが、序章において「雑体書法」そのものに及ぶ際、明確かつ詳細な解説がなされることがないままに論述が進められている。そのため、読者は第二部に至るまでは、「雑体書法」の実態の理解と定義の組み立てを余儀なくさせられることになる。これらの点は瑕疵に属する事柄である。もとより過多な要求は謹むべきであるが、論文の構成に工夫が欲しかったところである。さらに第一部・第二部の充実度に比べて、第三部は『麒麟抄』の史料紹介にウエイトが置かれていたため、いささか論文としての重厚さが文章からは感じられず、もう少し丁寧な論述を心がけて考察を充実させるべきであった。

このように要請事項は多々あるものの、空海の書風が、その前史ともいえる奈良時代の僧侶・官人の書風を踏まえ出現をみたことを明らかにするとともに、これまで遊戯的とみなして等閑視されることの多かった「雑体書風」が、同時代の嵯峨天皇はもとより、以後においても、空海風と認識されて受容・展開をみたことを、その図版の提示の仕方などを含め、終始一貫して美術史研究の手法のなかで明らかに成し得た功

績は、今後の空海の書風研究においてひとつの指針となり得るものと言えるであろう。

以上述べてきたことから、審査委員一同は、加藤詩乃氏のこの論文が博士（比較芸術学）の学位を授与されるに値すると判定する。